

子供を見守るためのデータ連携  
（公金受取口座登録法の概要）

デジタル庁

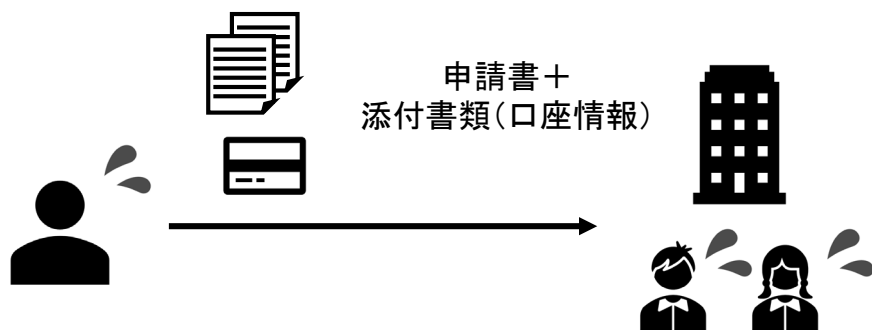
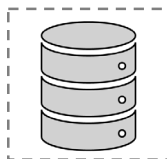
# 公金受取口座登録法※ ①公金受取口座

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）

- ① 公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができる仕組み
- ② 特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できる仕組み

## Before

預貯金口座情報の登録制度なし  
(給付金の申請の都度、口座情報を提出)



国民

- ✓ 申請書に加えて、通帳の写し等の添付書類を提出

行政機関等

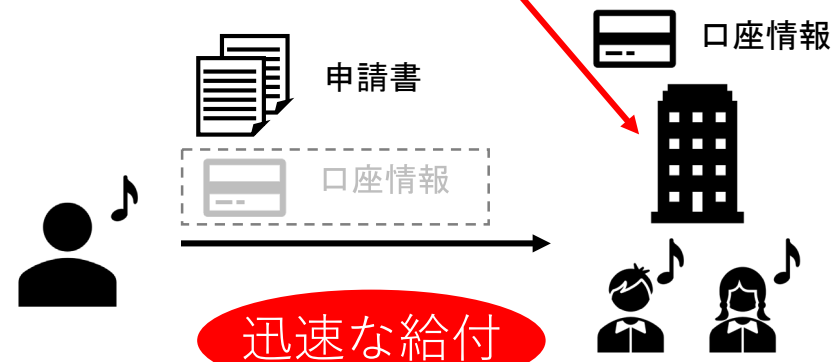
- ✓ 行政機関等職員は申請書ごとに口座情報の確認作業も必要

## After

「公金受取口座」  
(国民の意思に基づき1人1口座を国に登録)



口座情報登録システム



国民

- ✓ 口座情報の添付書類が不要

行政機関等

- ✓ 口座情報の確認が不要となり、**給付事務が簡素化**
- ✓ 登録口座は口座存在確認済みのため、**振込不能にならない**

※ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年（2021年）6月18日）において、「公金受取口座の登録・利用の仕組みについて、可能な限り令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す」とされている。

## 公金受取口座登録法 ②特定公的給付

- ① 公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができる仕組み
- ② 特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できる仕組み

### 特定公的給付

個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定。（公金受取口座登録法第10条）

※ 指定実績は2件（令和3年5月19日子育て世帯生活支援特別給付金、令和3年6月25日新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

1. 行政機関等が保有する情報（例えば地方税情報）を、給付金の事務のために取得・利用することができる。

➡ 支給対象者の大宗をあらかじめ特定し、申請不要で支給を行うことも可能となる。

2. 上記の情報を個人番号（マイナンバー）を利用して管理することができる。

➡ 申請者個人を一意に特定することが可能となり、給付事務における照合作業が簡素化。

※ 制度上は、他の市区町村が保有する税情報もマイナンバーを利用して取得可能。